

## 事前評価実施地区取りまとめ個表

整理番号			
地域(地区)名	北塩原・磐梯	事業名	山のみち地域づくり交付金事業
計画策定主体	福島県	対象市町村	喜多方市、北塩原村
事業実施期間	令和2年度～6年度(5年間)	事業実施主体	福島県
事業の概要・目的	<p>北塩原・磐梯地区は、福島県北西部の会津盆地北部にある喜多方市と北塩原村で構成されており、人口 51,600人(喜多方市 48,726人、北塩原村 2,874人)、総面積 78,871ha(喜多方市 55,463ha、北塩原村 23,408ha)を有する地方中小都市の近郊に位置している。</p> <p>地区内の利用区域森林面積は、1,650ha(民有林 1,155ha、国有林 495ha)であり、そのうち、人工林面積は、701ha(民有林 300ha、国有林 401ha)、人工林率は42.5%となっている。人工林面積の齢級別構成は、間伐等が必要な4～10齢級の林分の面積が 299ha、人工林面積に対して42.6%と大きな割合を占めているが、木材価格の低迷や、林業生産基盤の未整備、林業労働力の高齢化・不足等の諸条件の悪化により手入れの行き届かない森林が増加している</p> <p>このような状況の中、会津若松市において平成24年7月に運転を開始した木質バイオマス発電施設などへのチップ材の需要の高まりなどから、会津管内13市町村で構成された協議会を設立し、地域森林資源の循環活用計画「会津地域分散型エネルギーインフラプロジェクト・マスタープラン」を策定し、地域一丸となり林業を成長産業ととらえた戦略的な取り組みを実施している</p> <p>また、喜多方市では、農業体験の出来るグリーンツーリズムが行われており、近年は、薪割りや林産物の採取など林業資源を活用した林業版グリーンツーリズムの取り組みがなされるなど、自然を活用した都市部との交流が盛んな地域である。</p> <p>当地区の周辺は、国道459号を幹線道路として、県道等により隣接市町村との道路網が形成されているが、集落間を結ぶ道路網は、集落が点在し、地形が入り組んでいることから、十分整備されているとはいえない。</p> <p>当計画では、国道459号線を起点として、雄国山麓裾野を南北に走り、県道喜多方・河東線を終点とし、雄国山麓を東西に走る市村道路や林道と交差・接続を図る地域の基幹的な道路であり、間伐等の森林整備の促進や山村地域の生活環境の利便性向上などを図る上で重要な路線となる林道 北塩原・磐梯線を整備するものである。</p>		
事業内容	<p>路網整備：林道開設(延長 5,384m、幅員 5.0～7.0m)</p> <p>総事業費：1,030,000千円</p>		
費用対効果分析結果	B/C = 1.07 ( ≥1.0 )		
関係者の所見	<p>当該路線については、次の内容が期待できるとして、喜多方市、北塩原村及び受益者等が早期完成を望んでいる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 優良なスギ等の木材生産量の増加及び物流促進</li> <li>② 受益地における森林施業の機械化及び木材搬出の低コスト化</li> <li>③ 集落間の連絡道、観光資源を活かした地域の活性化</li> <li>④ 森林レクリエーションを通じた都市との交流</li> </ol>		
総合的な所見	<p>必要性、効率性及び有効性の観点から事業内容を総合的に判断した結果、事業を実施することが適当である。</p>		

令和2年度 山のみち地域づくり交付金事前評価実施地区一覧表

整理番号	道県名	事業実施地区名		事業実施主体	総 便 益 B		総費用 C (千円)	分析結果 B/C	I 必須事項						II 優先配慮事項					備 考					
					種 類	(千円)			1	2	3	4	5	6	1 有効性		2 効率性	3 事業の実施環境等							
		(1)													(2)	(1)	(1)	(2)	(3)						
		①	②																①		②	③	④	⑤	
1	福島県	喜多方市 北塩原村	キタシオバラ・バンダイ 北塩原・磐梯 テク 地区	福島県	①		2,668,873	1.07	○	○	○	○	○	○	B	A	A	A	A	B	A	A	A	A	A
					②																				
					③																				
					④	1,872,680																			
					⑤	344,685																			
					⑥	54,852																			
					⑦	5,886																			
					⑧	373,758																			
					⑨	35,749																			
					⑩																				
					⑪	158,844																			
					計	2,846,454																			

【便益の種類】

総便益の内訳については、便益の種類(①水源かん養便益、②山地保全便益、③環境保全便益、④木材生産等便益、⑤森林整備経費縮減等便益、⑥一般交通便益、⑦森林の総合利用便益、⑧災害等軽減便益、⑨維持管理費縮減便益、⑩山村環境整備便益、⑪その他の便益)を種類の欄に番号を付した上で各便益を記載。

なお、「⑥一般交通便益」は国土交通省の道路、街路事業と算定手法を共通化している。

(別紙1)

令和2年度採択チェックリスト  
(山のみち地域づくり交付金事業)

道 県 名	福島県	地 区 名	北塩原・磐梯地区
計画作成主体	福島県	計 画 期 間	R2 ~ R6

I 必須事項

項 目	審 査 の 内 容	判 定
1. 事業の必要性が明確であること (必要性)	環境との調和を図りつつ、奥地森林地域の骨格的な「山のみち」の整備等を地域の創造力を活かしながら総合的に実施し、個性的で魅力ある地域の活性化を推進する必要があること。	<input checked="" type="checkbox"/>
2. 技術的可能性が確実であること	地形、地質、地利状況等からみて、当該事業の施工が技術的に可能であること。	<input checked="" type="checkbox"/>
3. 事業による効率性が十分見込まれること (効率性)	費用対効果分析の結果が1.0以上であること。	<input checked="" type="checkbox"/>
4. 事業の採択要件を満たしていること	事業実施要綱・要領等に規定された地区、事業内容、採択基準の要件に適合していること。 採択に係る事業の工期が別に定められた「限度工期」を超えないこと。	<input checked="" type="checkbox"/>
5. 事業による効果の発現が図られること (有効性)	事業実施主体等の意欲、負担能力からして事業の実施が確実であり、実施後の効果の発現が図られること。	<input checked="" type="checkbox"/>
6. 「自然と共生する環境創造型事業」であること	野生動植物との共存や地形の改変の抑制、景観への配慮等が図られていること。	<input checked="" type="checkbox"/>

注) ・評価項目を満たしている場合は、□の中に「✓」を記入。また、該当しない項目については、□の中に「-」を記入。

・項目欄の( )には、主として考えられる観点を記述している。

## II 優先配慮事項

評価項目			評価指標	判定基準	評価	
大項目	中項目	小項目				
1 有効性	(1) 多様な森林づくり	①健全な森林の育成	多面的機能を発揮する健全な森林の育成	A	事業計画区域のⅢ～ⅩⅡ令級の人工林面積に占める間伐計画面積の割合が30%以上でかつ森林の多面的機能を十分に発揮することができる健全な森林を育成する計画となっている。	B
				B	森林の多面的機能を十分に発揮することができる健全な森林を育成する計画となっている。	
				C	上記A、B以外の計画である。	
				—	該当しない。	
		②効率的かつ安定的な林業経営の整備	効率的かつ安定的な林業経営の確立	A	既設の林道や公道等も活用しつつ、林道と作業道等の路網が適切に計画されていて、森林整備は路網と適切に連携した計画となっている。	A
				B	林道と作業道等の路網が適切に計画されていて、森林整備は路網と適切に連携した計画となっている。	
	C	上記A、B以外の計画である。				
	—	該当しない。				
	(2) 山村の活性化	山村の生活基盤の向上への寄与	A	当該計画が、山村地域への定住の促進に寄与する計画である。	A	
			B	当該計画が、山村の生活基盤の向上に寄与する計画である。		
			C	上記A、B以外の計画である。		
			—	該当しない。		
2 効率性	(1) 事業の経済性・効率性	事業の経済性・効率性の確保とコスト削減	A	事業の経済性・効率性が確保されているとともに、コストの削減効果の発現が期待できる計画である。	A	
			B	事業の経済性・効率性が確保されている計画である。		
			C	上記A、B以外の計画である。		
3 事業の実施環境等	(1) 自然環境・景観への配慮	自然環境保全機能の発揮	A	地域住民や自然環境・景観に関する協議会などの意見を取り入れた自然環境・景観に配慮した計画である。	A	
			B	上記A以外の自然環境・景観に配慮した計画である。		
	(2) 地域材の有効利用	地域材利用の計画	A	次のいずれかの項目に該当する。 (ア) 地域材を利用した土留工等の設置を計画している。 (イ) 地域材を有効利用した工種・工法の開発、普及、定着を図る計画である。	B	
			B	上記Aには該当しないが、地域材を利用した計画である。		
			C	上記A、B以外の計画である。		
			—	該当しない。		

評価項目			評価指標	判定基準		評価
大項目	中項目	小項目				
	(3) 効果的な事業の推進	① 地域関係者の理解	地域関係者の同意又は理解	A	地域関係者等からの要望又は同意を得ている。	A
				B	地域関係者等への説明を了している又は同意予定となっている。	
				C	上記A、B以外である。	
		② 作業体系の整備	事業実施のための作業体系の整備	A	高性能林業機械による作業体系が確立している。	A
				B	高性能林業機械による作業体系の確立に向けて取組がされている。	
				C	上記A、B以外である。	
		③ 生産・流通拠点の整備	木材加工流通施設等の生産・流通拠点の整備	A	木材加工流通施設等の生産・流通拠点が整備されている地域である。	A
				B	木材加工流通施設等の生産・流通拠点が整備される計画である。	
				C	上記A、B以外である。	
		④ 他事業との連携	他事業との連携の計画	A	他事業との連携が図られた計画である。	A
				B	他事業と連携について調整中である。	
				C	上記A、B以外である。	
				—	該当しない。	
		⑤ 他計画との関連	関連する計画への位置付け	A	市町村の振興計画等との調整が図られている。	A
				B	市町村の振興計画等と調整中である。	
C	上記A、B以外である。					
—	該当しない。					